

平成29年労第115号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月からB所在の会社C店（以下「事業場」という。）に配属されて、店長として就労していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、D市で開催された店長会議に出席後、体調が悪化し意識が混濁状態となり、帰宅したものの、症状が改善しないため、同日、E病院を受診し、「心室頻拍」と診断され入院加療した。その後、同月〇日、F病院に転医し、「特発性左室心室頻拍」と診断された。
- 3 本件は、請求人がこれらの疾病は業務上の事由によるものとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病名及び発症時期について、G医師作成の意見書、H医師作成の意見書及びI医師作成の意見書等を踏まえ、当審査会としても、請求人に発症した疾病名は「特発性左室心室頻拍」（以下「本件疾病」という。）であり、その発症時期は、平成〇年〇月〇日午後〇時頃と判断する。

(2) ところで、心臓疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しているところ、本件疾病については、認定基準の対象疾病とはされていない。しかしながら、I医師が、請求人に発症した本件疾病は、これ以上症状が進むと心室細動を起こして心停止になる可能性が高く、重篤に近い状態であったと述べていることからすると、当審査会としても、本件疾病は不整脈による突然死等に準ずるものとして、認定基準に照らし業務上の事由により発症したものと認められるか否か判断して差し支えないものと考えるところから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 異常な出来事について

請求人は、「平成〇年〇月〇日に開催された店長会議は売上げの落ち込み、予算オーバーといった事業場独自の課題等も議題として検討したもので、他の店長から指摘を受け、改善を求められるなど、強度の精神的負荷を生じさせるものであったこと、また、狭隘な会議室において大勢の出席者がパソコンを使用する状況であったにもかかわらず、空調を使用していなかったことから、かなり蒸し暑く、強度の身体的な負荷を生じさせるものであったこと、さらには、当該会議出席前、事業場に午前〇時から勤務予定であったアルバイト責任者が休んだため、自身が急遽出勤するというシフト変更を行わざるを得ず、強度の精神的、身体的負荷があったことを併せ考慮すると、認定基準に示された「発

症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇したこと」に該当する」旨主張する。

この点、認定基準が示すところの異常な出来事とは、「極度の緊張、興奮、恐怖、驚愕等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態」、「緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態」、「急激で著しい作業環境の変化」をいうものとされている。

そうすると、店長会議は、毎月〇回開催される定例的なもので、請求人が主張するように、当該会議において事業場独自の課題等が議題として検討されたものとしても、請求人の店長としての豊富な経歴を考慮すると、強度の精神的負荷を生じさせるものとは認められない。また、会議室の環境については、空調の送風ないしは冷房を調整しながら使用していたとされる場所、請求人にとって蒸し暑く感じられた事実があったとしても、請求人の他に少なくとも〇名の出席者がいる状況において、多くの出席者に強度の身体的負荷を生じさせたまま長時間にわたって会議を続けたものとは認めない証拠はないことから、客観的に極めて暑熱な環境であったものとは認められない。さらに、請求人は、当該会議出席前の急なシフト変更により、午前〇時から事業場に出勤せざるを得なくなったことから、一定の精神的、身体的負荷が生じたとしても、請求人の現場での長い経験からすると、突発的又は予測困難な異常な事態とは認められず、強度の精神的及び身体的負荷を生じさせるものとは認められない。

したがって、発症日当日の拘束時間が長かったことを併せて考慮しても、当審査会としては、請求人が認定基準上の異常な出来事に遭遇したものとは認められないと判断する。

(4) 短期間の過重業務について

請求人の発症前1週間の業務についてみると、時間外労働時間数は9時間46分で、休日が〇日認められる。

また、労働時間以外の負荷要因として、請求人は、平成〇年〇月〇日に機器が故障し、数時間にわたり主力商品の販売ができなくなるという開店以来初めてのトラブルがあり、応急的な修理をして対応したので、いつまた壊れるかわからない状況であり、精神的緊張が強かった旨主張する。

この出来事に関し、Jが、要旨、他の商品で何とか〇日程度頑張っ、その後、他の店舗から機器が届き、通常営業ができるようになったところ、このよ

うなことは、他の店舗であればよくある話であっても、事業場としては機器を借りられる店舗が近くにないため、借りられることが決まるまで大変であった旨述べている。このことからすると、機器の他店舗からの借用に苦労があったとしても、機器の故障はそれほど珍しい事態ではなく、事業場の管理者としてこのような状況に至る可能性があることは十分に想定できるものであると推認され、さらに、請求人がこの出来事の事後処理のため、同月〇日の店長会議において機器の借用を依頼した以外に、特段の対応を図ったものとみるべき客観的な証拠もないことから、請求人が著しく困難な対応を求められたものとは認められない。

以上の点を踏まえ、短期間の過重業務について総合的に判断すると、この間の労働時間は特段長いものとは認められず、同月〇日に発生した機器の故障や同月〇日の店長会議出席前の急なシフト変更により、一定の精神的、身体的負荷があったとしても、それらの出来事を除けば、店長会議への出席も含め通常の業務の範囲内であって、その他の負荷要因として特記すべき事項もないことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、発症前おおむね1週間において、請求人が特に過重な業務に従事したとは認められないものと判断する。

(5) 長期間の過重業務について

請求人の本件疾病発症前1か月間における時間外労働時間数は、約11時間、発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間数は、最大でも15時間未満であり、いずれも業務との関連性が弱いと評価される45時間未満となっている。

また、労働時間以外の負荷要因として、請求人は、平成〇年〇月及び〇月に、事業場において機器の不調による不良商品が発生して顧客からクレームがあり、その都度上司を通して本社に事故報告を提出し、原因究明、改善策の検討も必要となり、精神的緊張が強かった旨主張する。

この出来事に関し、Jは、事後処理のために〇週間くらいは大変であった旨述べるものの、このようなことは、どこの店舗でもあることで請求人や自身の責任が問われることはなかったとし、Kは、この出来事に関し顧客との間に大きなトラブルが発生したとの報告は受けていないと述べており、この出来事によって請求人が会社側から何らかの処分を受けた事実は認められないことから

すると、当審査会としても、請求人が著しく困難な対応を求められたものとは認められないと判断する。

以上の点を踏まえ、長期間の過重業務について総合的に判断すると、この間の労働時間は特段長いものとは認められず、平成〇年〇月及び〇月に発生した不良商品発生の事後対応において、一定の精神的、身体的負荷があったとしても、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、発症前おおむね6か月間において、請求人が特に過重な業務に従事したとは認められないものと判断する。

- (6) 上記のとおり、本件については、業務に関連する異常な出来事への遭遇、短期間の過重業務、長期間の過重業務が認められず、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人は、過去に会社側と労働環境をめぐって法廷闘争をした経緯があり、以来、会社側から責任を問われるようなミスをしないように常に意識しており、それが他の店長にはないプレッシャーとなっている旨主張するが、認定基準における出来事等による精神的、身体的負荷については、請求人と同程度の年齢で、同程度の経験を有する同僚労働者又は同種労働者にとっても特に過重な負荷と認められるか否かという観点から客観的に判断するものとされているところ、請求人が、自分ほどのキャリアを持っている店長であればそれほどのプレッシャーにはならないと思う旨述べていることから、請求人の主張は上記判断を左右しない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。